



8環活第258号

令和8年7月8日

愛知県企業庁長殿

愛知県知事



豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について  
の知事意見について（通知）

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第10条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課  
環境影響・リスク対策グループ  
電話 052-954-6212(ダイヤル)

## 豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書についての 知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

また、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先すること。

### 1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (3) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

### 2 大気質、騒音、振動、悪臭

- (1) 工事関係車両及び施設関係車両の主要な交通ルートの周辺には住宅等が存在することから、大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。  
このため、車両の運行計画の策定に当たっては、効率的な運行による車両台数の抑制や平準化・分散化、低公害型の車両の積極的な使用などにより生活環境に配慮すること。  
また、車両の走行による大気質等への影響について、事業実施に伴う交通量を適切に設定して予測及び評価を行うこと。
- (2) 対象事業実施区域の周辺には住宅等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う大気質、騒音、振動及び悪臭による生活環境への影響について、事業計画の具体化に当たり、ばい煙の排出の低減に努め、必要な防音、防振及び悪臭対策を講じることにより配慮すること。

### 3 水質

事業の実施に伴う排水を周辺の中小河川へ放流する計画としていることから、事業の実施により水環境への影響が懸念される。

このため、水環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、工事の実施及び施設の供用に伴う水環境への影響については、天候等による日変動を考慮するなど適切に調査を行った上で、放流先の河川流量、排水の流量・水質を踏まえて予測及び評価を行うこと。

### 4 地盤環境、地下水の状況

土地の改変により、雨水等の地下浸透量が変化するとともに、切土工が不透水層に影響を及ぼす可能性があることから、対象事業実施区域及びその周辺における地下水の水位、地盤環境等への影響が懸念される。

このため、専門家の指導・助言を得ながら、影響が及ぶ範囲やその程度を想定した上で、適切に帯水層・地層構造、地下水流動方向等の調査を行い、必要に応じて調査範囲を拡大し、予測及び評価を行うこと。

### 5 動物、植物、生態系

(1) 以下の事項に留意しつつ、必要に応じ、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ア 対象事業実施区域及びその周辺に湿地湿原が存在し、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性

イ 移動性のある動物の調査結果の妥当性を担保できる調査手法及び調査量

ウ 対象事業実施区域及びその周辺を渡り鳥が中継地として利用している可能性があることから、種に応じた調査方法、調査時間帯及び調査時期

エ 鳥類の行動内容を勘案して予測及び評価するため、繁殖、採餌等の行動内容を含めた調査

オ 動物の重要な種が確認された場合、必要に応じて調査範囲を拡大

(2) 工事の実施に伴う表土の攪乱により、埋土種子から植物の重要な種が新たに生育する可能性について留意すること。

### 6 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

写

別添2

豊環保発第525号  
令和8年6月5日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊田市長 太田 稔彦



豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について  
(回答)

令和8年5月28日付け8環活第174号で照会のありましたことについて  
は、別紙のとおりです。

【担当】 環境部 環境保全課  
企業指導担当  
TEL 0565-34-6628  
FAX 0565-34-6684



豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業に係る環境影響評価方法書  
についての市長意見

- ・大気質（硫黄酸化物）及び悪臭は、工事や施設供用にあたり重大な環境影響が及ぶおそれがある事項と考えるため、環境影響評価項目として選定し、適切な調査、予測及び評価をすること。
- ・施設供用の計画は未定部分が多いため、調査地点や予測地点、予測に用いた条件等について、その設定理由を準備書に分かりやすく記載すること。また、周辺環境について現在の状況だけでなく、今後の土地利用や地形、気象条件等を考慮した上で評価すること。
- ・事業を進めるにあたっては、地域住民等に対して分かりやすく丁寧な説明を行い、地域の意見に十分配慮する等、理解の促進に努めること。また、準備書以降の図書の作成にあたっては、方法書に対する住民等の意見に配慮し、分かりやすい図書になるよう努めること。



8 み 生 環 第 3 5 2 号  
令和 8 (2026) 年 6 月 4 日

愛知県知事 様

みよし市長 小 山 祐  
( 公 印 省 略 )

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書に  
ついて (回答)

令和 8 (2026) 年 5 月 2 8 日 付 け 8 環 活 第 1 7 4 号 の 照 会 に つ き ま し て、  
下 記 の と お り 回 答 し ま す。

記

1 全 般 事 項

(1) 事 業 計 画

騒音をはじめとする環境要素に対し特段の配慮をしたうえで、詳細な事業計画を作成されたい。

(2) 地 域 住 民 等 へ の 配 慮

対象事業実施区域の北西側には第一種中高層住居専用地域、西側には第一種低層住居専用地域が隣接しているため、周辺住民に対して適切な機会をとらえて丁寧な説明を行う等、地域の不安を解消する必要がある。

また、建設・供用時の交通に伴う騒音・大気汚染・安全リスクを最小化するため、生活道路回避の動線計画、時間帯配慮、交通安全対策等の配慮を求める。

2 個 別 計 画

(1) 騒 音、振 動 及 び 悪 臭

主要な交通ルートに、市道三好ヶ丘駒場線等を使用することが想定されており、本市域内においても交通量の増加が見込まれる。施設供用に伴う交通量増加分を適切に設定したうえで、本市住民の生活環境への影響が十分に低減されていることを確認されたい。

騒音及び振動発生源となるプレス工程施設、悪臭の主要な発生源と想定される塗装工程施設等については、最寄りの住宅が区域境界から約 10m に存在することを踏まえ、本市住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、必要な防音、防振及び悪臭対策を確実に講じられたい。

また、工事工程の調整による建設機械稼働台数及び工事関係車両台数の平準化やエコドライブの徹底等、環境配慮事項を確実に実施し、工事中の騒音が本市住民の生活環境に影響を及ぼさないよう配慮されたい。



(2) 大気質

施設供用後のばい煙排出については、化石燃料から電力への転換等により排出量の低減に努めるとともに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準との整合を確実に検討されたい。

(3) 地下水への影響

地形改変や不透水層への切盛が地下水流動や水位に影響し、本市域の周辺井戸の水量・水位変化等の影響が生じる可能性がある。

そのため、本市域を含む範囲で地下水の状況、地盤、地質の状況等を適切に把握し、地下水の状況について予測及び評価を実施し、影響を及ぼさないよう配慮されたい。

(4) 生態系

本市の自然とのつながりを確保するため、外周部の既存緑化の保全等、必要に応じて実行可能な範囲で環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

(5) 景観

本市側の周辺の自然環境及び居住環境に配慮した建造物の色彩、環境と調和した植栽等の緑化計画を検討し、必要な環境保全措置を講じるよう配慮いただきたい。

担 当 市民経済部生活環境課

電 話 0561-32-8018 (直通)

電子メール kankyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp